

▶▶ 保険料の納め方

年額18万円以上の年金をもらっている方は、つぎのいずれかの方法で保険料をお支払いいただきます。

1 2カ月ごとに払われる年金からのお支払い

後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料を合計して、年金額の半分を超える場合、納付書または口座振替でお支払いいただきます。
 ※複数の年金を受給中の場合は、年金収入の合計額ではなく、1種類の年金額で判定しており、特別徴収される年金は、介護保険料が引かれている年金と同じものになります。

2 制度加入者(被保険者)、世帯主、配偶者などの口座から「口座振替」によるお支払い

口座振替を希望される方は、お住まいの市(区)町村の高齢者医療担当窓口にご相談ください。
 世帯主、配偶者などの口座からのお支払いに変更した場合、お支払いした方の社会保険料が控除され、世帯の所得税・住民税が減額となる場合があります。

年額18万円未満の年金をもらっている方は、納付書または口座振替でお支払いいただきます。

※ほかの市町村から転入された方や75歳になられた方などは、一定期間、保険料を納付書でお支払いいただきます

▶▶ 医療給付費とその財源構成

医療給付費の財源は、約5割が公費、約4割が現役世代からの支援金(後期高齢者支援金)、約1割が制度加入者(被保険者)の保険料で構成されています。保険料は医療給付費を賄う貴重な財源となります。



平成24年度の予算の概要

特別会計

制度加入者の皆さんが安心して医療やサービスなどを受けられるために使われる予算です。主な収入は、保険料や現役世代からの支援金、国・県・市町村支出金です。

歳入は、主に保険料、現役世代からの支援金、国・県・市町村支出金の増加が見込まれ、昨年度に比べ、117億4,209万円増加しています。
 歳出のおよそ98%を占める保険給付費(医療費)は、一人当たりの医療費の増加などが見込まれ、昨年度に比べ、128億5,638万円増加しています。

区 分		予 算 額	対前年度比
歳入 4,514億4,595万円	保険料	399億9,991万円	6.63%↑
	現役世代からの支援金	1,894億8,166万円	1.34%↑
	国庫支出金	1,382億 471万円	4.01%↑
	県支出金	411億2,871万円	0.43%↑
	市町村支出金	377億 616万円	3.42%↑
	その他	49億2,480万円	98.32%↑
歳出 4,514億4,595万円	保険給付費	4,428億4,070万円	2.99%↑
	保健事業費	17億1,334万円	18.54%↓
	葬祭費	16億9,635万円	0.72%↑
	審査支払手数料	10億 848万円	10.38%↓
	事務費	15億1,000万円	11.28%↓
	その他	26億7,708万円	303.70%↑

お問い合わせ 総務課 ☎043-216-5011